

熊本県で働くすべての方へ。

意識したことありますか？

最低賃金

熊本県のこれまでの最低賃金 647円

653時間額円

[発効日]平成24年10月1日 ※特定の産業には特定(産業別)最低賃金が定められています。



必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。

ウェブで最低賃金がチェックできます。

最低賃金制度

検索

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/>

最低賃金に関する特設サイト

<http://www.saiteichingin.info/>



最低賃金に関するお問い合わせは熊本労働局または最寄りの労働基準監督署へ

厚生労働省

賃金は最低賃金額以上になっていますか？

最低賃金制度とは最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。また、最低賃金には、「地域別最低賃金」と「特定(産業別)最低賃金」があります。



WEBで
チェック
しよう!



最低賃金はすべての人に適用されるのですか？

地域別最低賃金はすべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットとして、常用・臨時・パート・アルバイト・嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、原則としてすべての労働者とその使用者に適用されます。



最低賃金額より低い賃金を労働者と使用者が合意の上で定めた場合はどうなりますか？

最低賃金額より低い賃金を労使合意の上で定めても、最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。



最低賃金額以上となっているかをどのように確認するのですか？

支払われる賃金※と最低賃金額を次の方法により比較します。

(1) 時間給の場合

時間給 \geq 最低賃金額(時間額)

(2) 日給の場合

日給 \div 1日平均所定労働時間 \geq 最低賃金額(時間額)

(ただし、日額が定められている特定(産業別)最低賃金が適用される場合には、日給 \geq 最低賃金額(日給)となります。)

(3) 月給の場合

月給 \div 1か月平均所定労働時間 \geq 最低賃金額(時間額)

(4) 上記(1), (2), (3)の組み合わせの場合

例えば、

・基本給が時給制

・各手当(職務手当など)が月給制

などの場合は、それぞれ上記(1), (3)の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額(時間額)と比較します。

※ 最低賃金額との比較にあたって次の賃金は算入しません。

- ① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- ⑥ 精皆勤手当、通勤手当および家族手当

 **必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。**

熊本県の最低賃金

必ずチェック最低賃金！ 使用者も、労働者も

熊本県内で事業を営む使用者は、この最低賃金より低い賃金で労働者を使用することはできません。
なお、派遣労働者については、派遣先の事業場に適用されている最低賃金が適用されます。

| 地域別最低賃金 | 最低賃金額（時間額） | 効力発生日 | 適用範囲 |
|------------------|------------|------------|-------------------------|
| 熊本県最低賃金 （地域別） | 653円 | 平成24年10月1日 | 熊本県内の全ての労働者に適用 されます。 |

| 産業別最低賃金 | 最低賃金額 | | 効力発生日 | 適用範囲 |
|---|-------|--------|-------------|--|
| | 時間額 | 日額 | | |
| 紡績業、ねん糸製 造業、織物業、靴 下製造業 注3 | 647円 | 5,176円 | 平成12年12月25日 | 1 次に掲げる者を除く。 ○18歳未満又は65歳以上の者 ○雇入れ後6月未満の者であって、 技能習得中のもの ○清掃又は片付けの業務に主として 従事する者 ○「電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器 具製造業」については、上記の他 に、手作業により又は手工具若し くは小型動力機を用いて行う巻 線、 組線、かしめ、洗浄、取付け、は んだ付け、バリ取り、選別、検査、 包装、袋詰め、箱詰め又はこん包 の業務（これらの業務のうち流れ 作業で行う業務を除く。）に主として 従事する者 2 地域別と産業別の両方の最低賃 金が同時に適用される場合には高 い方の最低賃金額以上の賃金を支 払わなければなりません。 |
| 電子部品・デバイ ス・電子回路、電 気機械器具、情報 通信機械器具製造 業 | 710円 | | 平成24年12月15日 | |
| 自動車・同附属品 製造業、船舶製 造・修理業、船用 機関製造業 | 759円 | | 平成24年12月15日 | |
| 百貨店、 総合スーパー 注4 | 700円 | | 平成24年12月15日 | |

注1 最低賃金は、常用・臨時・パートなどすべての労働者に適用されます。

注2 最低賃金の対象となる賃金には、時間外・休日・深夜手当や結婚手当、賞与、精皆勤手当、通勤手当、家族手当は含まれません。

注3 紡績業、ねん糸製造業、織物業、靴下製造業は、

① 時間額は熊本県最低賃金が適用されます。

② 賃金が日額適用労働者については、日額を1日の所定労働時間で除した時間額が熊本県最低賃金より低い場合は、熊本県最低賃金が適用されます。

注4 百貨店、総合スーパーとは、衣・食・住にわたる各種の商品を販売する百貨店・デパート及び総合スーパー等であって従業者が常時50人以上のものをいいます。